



商産第 1231 号  
平成 27 年 10 月 21 日

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会  
会長 渡 口 彦 則 殿

沖縄県商工労働部  
産業政策課長 伊 集 直 哉



台風襲来時における防災態勢の強化について（依頼）

日頃より本県の保安行政に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今年は過去にないような猛烈な台風の襲来が相次ぎ、その際の暴風等によるLPガス容器転倒等の被害が発生しているところです。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日経済産業省第11号）」では第18条第1項第1号二において、「充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること」が規定されております。

つきましては被害の未然防止対策として、台風襲来前には転倒防止措置等の強化を講じていただき、また、襲来後には被害状況の確認及び報告など迅速な対応を徹底するよう、貴会会員に対して周知願います。

担当 産業基盤班 座波、笠原  
TEL 098-866-2330 FAX 098-866-2440